

## 保護観察所における就労支援

### 1 刑務所出所者等総合的就労支援対策

保護観察対象者等に対しては、保護観察所とハローワークが連携し、職業相談・職業紹介のほか、セミナー、職場体験講習、事業所見学会、トライアル雇用などを行っている。

### 2 更生保護就労支援事業（資料 1）

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間事業者に委託し、そのノウハウを活用した切れ目のないきめ細かい就労支援を行っている。

### 3 協力雇用主の確保・支援

令和 2 年 1 月 23 日現在、横須賀市における協力雇用主は 32 社、うち 3 分の 2 が建設業。ヨコハマサービス運送業

#### (1) 身元保証制度

刑務所出所者等が協力雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる。

#### (2) 刑務所出所者等就労奨励金制度（資料 2）

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し、年間最大 72 万円を支給する。

#### (3) 栄典・表彰

法務大臣による表彰を行っているほか、特に高い功績のあった者に対しては、藍綬褒章が授与されている。

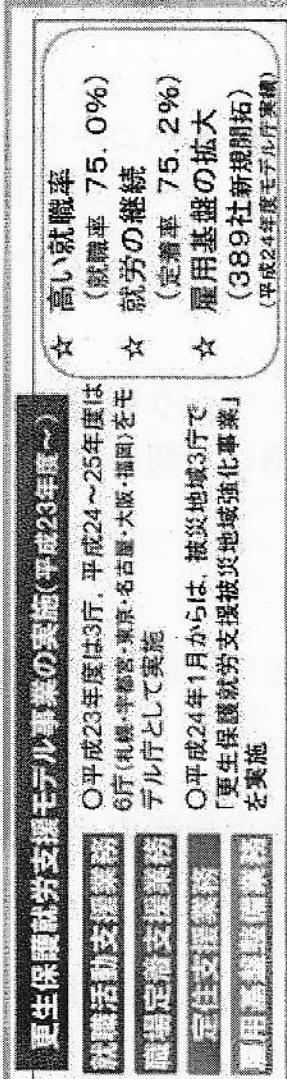
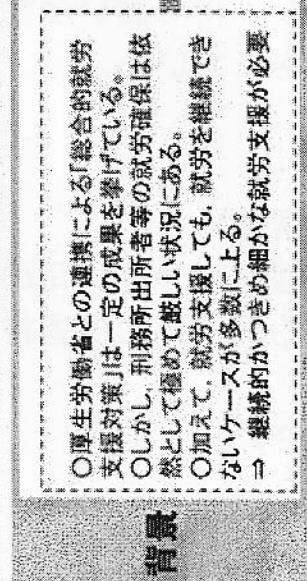
### 【参考】

#### ○協力雇用主の支援要望（H30 アンケート調査）

①経済的支援の充実、②雇用後の保護観察官や保護司の訪問機会の充実、③公共工事入札等における加点等の優遇措置の拡大

#### ○全国の地方公共団体における取組（資料 3）

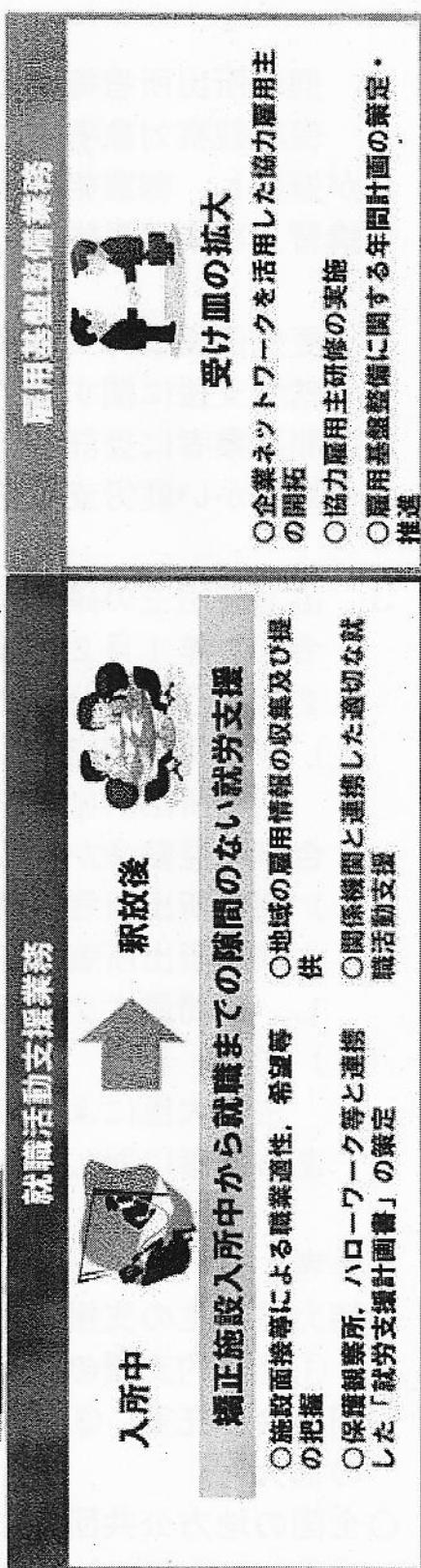
## 更生保護就労支援事業の概要



上記モデル事業の実績等を踏まえ、平成26年度から実施地域を拡大して展開

### 更生保護就労支援事業

- 就労支援についてノウハウを持つ民間団体に事業を委託
  - 「就労支援事業所」に専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置
  - 企業ネットワークを活かして協力雇用主を開拓
- 会和元年度においては、横浜管内を含め、全国18府において実施



## 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金について

### 概要

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金

### 支給対象事業主

- 保護観察所の協力雇用主として登録している事業主で実際に保護観察対象者等(保護観察対象者及び更生緊急保護対象者)を雇用していること。
- 保護観察所から依頼を受け、保護観察対象者等を雇用し、その就労状況等を保護観察所に報告すること。

### 内容

#### I 年間最大72万円が支給される場合

支給期間・支給額：雇用開始から6か月間までは月額最大8万円(※)

7か月目から12か月目の間は3か月ごとに最大12万円(※)

※雇用している対象者の出勤状況等により支給割合を乗じた額を支給する

### 支給要件

支給対象事業主であることに加え、以下の全ての要件を満たすこと

- ①仮釈放者又は仮退院者又は更生緊急保護対象者を雇用していること
- ②矯正施設在所中からの就労支援の調整を行い、出所(出院)後原則として1か月以内に雇用を開始していること
- ③1年以上の雇用継続を見込み、原則、週30時間以上(※)雇用していること

※雇用している対象者の状況によっては週20時間以上

#### II 年間最大42万円が支給される場合

支給期間・支給額：雇用開始から3か月間は月額最大2万円、次の3か月間は月額最大4万円(※)

7か月目から12か月目の間は3か月ごとに最大12万円(※)

※雇用している対象者の出勤状況等により支給割合を乗じた額を支給する

### 支給要件

支給対象事業主に該当するが、Iの雇用主ではないこと

## 地方公共団体における就労支援の取組

### 1. 公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度

#### (1) 入札参加資格審査における優遇措置

- 133自治体において実施
- 神奈川県下では、神奈川県、川崎市、横須賀市、海老名市において実施

#### (2) 総合評価落札方式における優遇措置

- 56自治体において実施
- 神奈川県下では、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市において実施

### 2. 保護観察対象者等を雇用している民間の事業主を支援する制度

- 11自治体において実施
- 神奈川県においては、更生保護就労支援事業を担う事業所に  
対し、就職後の職場定着支援業務を委託している。

### 3. 保護観察対象者等を雇用する制度

- 56自治体において実施
- 神奈川県下では、神奈川県、川崎市、鎌倉市において実施

※全国の状況はH30年11月時点

※県内の状況はR1年末時点